

基本計画書

基		本				計		画																										
事項		記入欄							備考																									
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更																																
フリガナ 設置者		コクリツダイガクホウジン　サカダダイガク 国立大学法人　佐賀大学																																
フリガナ 大学の名称		サカダダイガク 佐賀大学																																
大学本部の位置		佐賀県佐賀市本庄町1番地																																
大学の目的		国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。																																
新設学部等の目的		佐賀県においては、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じている。このような状況の下で、地域医師確保の観点から、令和8年度の医学部医学科の入学定員3名を増員する。																																
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の3名の入学定員の増員は、令和8年度のための臨時定員増である。また、医学部医学科の令和8年度における収容定員は614人である。 <table><tr><td>(人)</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>101</td><td>616</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>101</td><td>614</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>98</td><td>609</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>98</td><td>604</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>98</td><td>599</td></tr><tr><td>令和12年度</td><td>98</td><td>594</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>98</td><td>591</td></tr></table>	(人)	入学定員	収容定員	令和7年度	101	616	令和8年度	101	614	令和9年度	98	609	令和10年度	98	604	令和11年度	98	599	令和12年度	98	594	令和13年度	98	591
	(人)	入学定員	収容定員																															
	令和7年度	101	616																															
	令和8年度	101	614																															
	令和9年度	98	609																															
	令和10年度	98	604																															
	令和11年度	98	599																															
	令和12年度	98	594																															
	令和13年度	98	591																															
	教育学部 共同教員養成課程	4	120	—	480	学士 (教育学)	教育学・保育学関係	令和8年4月第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地																									
	芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科	4	110	3年次5	450	学士(芸術) 学士 (地域デザイン)	美術関係	平成28年4月第1年次	同上																									
	経済学部 経済学科 経営学科 経済法学科	4 4 4	100 70 60	—	400 280 240	学士(経済学)	経済学関係	平成25年4月第1年次	同上																									
医学部 医学科 看護学科	6 4	101 (98) 60	—	591 (588) 240	学士(医学) 学士 (看護学)	医学関係 保健衛生学関係 (看護学関係)	令和8年4月第1年次 平成16年4月第1年次	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号																										
理工学部 理工学科	4	510	3年次15	2,070	学士(理学) 学士(工学)	理学関係 工学関係	平成31年4月第1年次	佐賀県佐賀市本庄町1番地																										
連係協力学部(Ⅰ) 理工学科からコスメティックサイエンス学環の内数とする入学定員数		10	—	40																														
農学部 生物資源科学科	4	175	—	700	学士(農学)	農学関係	平成31年4月第1年次	同上																										
連係協力学部(Ⅱ) 生物資源科学科からコスメティックサイエンス学環の内数とする入学定員数		20	—	80																														
学部等連係課程実施基本組織 コスメティックサイエンス学環	4	30	—	120	学士(学術)	理学関係 農学関係	令和8年4月第1年次	同上																										
計			1,306 (1,303)	3年次20	5,451 (5,448)																													

同一設置者内における変更状況 （定員の移行， 名称の変更等）		教育学部 共同教員養成課程（令和7年7月設置報告済） 経済学部 経済学科〔定員減〕（△10） 経営学科〔定員減〕（△10） 経済法学科〔定員減〕（△10） 理工学部 理工学科（内数【10】がコスメティックサイエンス学環） 農学部 生物資源科学科〔定員増〕（30）（内数【20】がコスメティックサイエンス学環） コスメティックサイエンス学環【30】（令和7年7月設置報告済）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 （助手を除く）		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新	教育学部 共同教育課程		人 14 (23)	人 17 (17)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 34 (43)	人 0 (0)	人 292 (283)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (23)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	34 (43)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	14 (23)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	34 (43)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	14 (23)	17 (17)	3 (3)	0 (0)	34 (43)				
	芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科		11 (14)	13 (9)	0 (0)	0 (0)	24 (23)	0 (0)	243 (270)	
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (14)	13 (9)	0 (0)	0 (0)	24 (23)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	11 (14)	13 (9)	0 (0)	0 (0)	24 (23)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	11 (14)	13 (9)	0 (0)	0 (0)	24 (23)				
	経済学部 経済学科		6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	1 (1)	251 (279)	
	a．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	b．基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				
	c．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d．基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)				

設

経済学部 経営学科		5 (6)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (1)	252 (280)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (6)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		5 (6)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		5 (6)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
経済学部 経済法学科		5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	252 (280)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 8人
a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
医学部 医学科		30 (34)	27 (25)	4 (4)	80 (79)	141 (142)	0 (0)	380 (407)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 105人
a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	30 (34)	27 (25)	4 (4)	80 (79)	141 (142)			
b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		30 (34)	27 (25)	4 (4)	80 (79)	141 (142)			
c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		30 (34)	27 (25)	4 (4)	80 (79)	141 (142)			
医学部 看護学科		6 (7)	7 (8)	2 (2)	9 (9)	24 (26)	0 (0)	250 (278)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人
a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (7)	7 (8)	2 (2)	9 (9)	24 (26)			
b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）		6 (7)	7 (8)	2 (2)	9 (9)	24 (26)			
c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		6 (7)	7 (8)	2 (2)	9 (9)	24 (26)			

理工学部 理工学科		42 【3】 (61)	40 【3】 (47)	5 【0】 (5)	14 【0】 (14)	101 【6】 (127)	0 (0)	249 (229)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 21人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		42 【2】 (60)	40 【3】 (47)	5 【0】 (5)	14 【0】 (14)	101 【5】 (126)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	42 【2】 (60)	40 【3】 (47)	5 【0】 (5)	14 【0】 (14)	101 【5】 (126)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 【1】 (1)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【0】 (0)	0 【1】 (1)			
	計（a～d）	42 【3】 (61)	40 【3】 (47)	5 【0】 (5)	14 【0】 (14)	101 【6】 (127)			
農学部 生物資源科学科		17 【5】 (25)	20 【1】 (22)	1 【0】 (2)	5 【0】 (5)	43 【6】 (54)	0 (0)	253 (248)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 12人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		17 【5】 (25)	20 【1】 (22)	1 【0】 (2)	5 【0】 (5)	43 【6】 (54)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	17 【5】 (25)	20 【1】 (22)	1 【0】 (2)	5 【0】 (5)	43 【6】 (54)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	17 【5】 (25)	20 【1】 (22)	1 【0】 (2)	5 【0】 (5)	43 【6】 (54)			
学部等連係課程実施基本組織 コスメティックサイエンス学環		人 <0>	人 <1>	人 <0>	人 <0>	人 <1>	人 <0>	人 <0>	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人
連係協力学部		【8】	【4】	【0】	【0】	【12】	【0】	【290】	
理工学部 理工学科		(9)	(5)	(0)	(0)	(14)	(0)	(289)	
農学部 生物資源科学科									
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		<0> 【7】 (8)	<1> 【4】 (5)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<1> 【11】 (13)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)			
	小計（a～b）	<0> 【7】 (8)	<1> 【4】 (5)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<1> 【11】 (13)			

分	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					<0> 【1】 (1)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<0> 【1】 (1)				
						<0> 【8】 (9)	<1> 【4】 (5)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<1> 【12】 (14)				
	計（a～d）					<0> 【8】 (9)	<1> 【4】 (5)	<0> 【0】 (0)	<0> 【0】 (0)	<1> 【12】 (14)				
分	計					<0> 【8】 136 (190)	<1> 【4】 137 (145)	<0> 【0】 16 (17)	<0> 【0】 108 (107)	<1> 【12】 397 (459)	1 (2)	－ (－)		
既設	該当なし					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
	設	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
		b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
		小計（a～b）					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
		c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
		d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
		計（a～d）					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計					－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
合 計					144 (190)	142 (145)	16 (17)	108 (107)	410 459	1 (2)	－ (－)			
職 種					専 属					その他		計		
事 務 職 員					259 人 (259)			362 人 (362)		621 人 (621)				
技 術 職 員					63 (63)			99 (99)		162 (162)				
図 書 館 職 員					10 (10)			11 (11)		21 (21)				
そ の 他 の 職 員					809 (809)			240 (240)		1,049 (1,049)				
指 導 補 助 者					5 (5)			19 (19)		24 (24)				
計					1,146 (1,146)			731 (731)		1,877 (1,877)				
校地等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		大学全体		
	校 舎 敷 地		409,198 m ²		0 m ²		0 m ²			409,198 m ²				
	そ の 他		422,826 m ²		0 m ²		0 m ²			422,826 m ²				
	合 計		832,024 m ²		0 m ²		0 m ²			832,024 m ²				
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用			計		大学全体		
			148,364 m ² (148,364 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)			148,364 m ² (148,364 m ²)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		112 室		教 員 研 究 室			352 室		大学全体		
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 点	標本 点	大学全体	
	大学全体		692,577 [214,425] (698,462 [222,164])		20,232 [17,363] (20,264 [17,298])		20,411 [11,072] (20,559 [11,199])		8,703 [7,173] (8,728 [7,146])		9,000 (8,000)	50 (50)		
	計		692,577 [214,425] (698,462 [222,164])		20,232 [17,363] (20,264 [17,298])		20,411 [11,072] (20,559 [11,199])		8,703 [7,173] (8,728 [7,146])		9,000 (8,000)	50 (50)		

スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂		厚生補導施設			
			2,500 m ²			1,000 m ²		4,000 m ²			
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	国費（運営費交付金）による	
		教員 1 人当り研究費等		—	—	—	—	—	—		
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—		
		図 書 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—		
		設 備 購 入 費	—	—	—	—	—	—	—		
	学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
				— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要											
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		佐賀大学								
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度		所 在 地
	【学部】 教育学部 学校教育課程		4 年	120 人	— 年次人	480 人	学士(学校教育)	1.09 ≪1.07≫	平成28		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科		4	110	3 年次5	450	学士(芸術) 学士(地域デザイン)	1.09 ≪1.05≫	平成28		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	経済学部 経済学科		4	260	—	1,040	学士(経済学)	1.03 ≪1.01≫	平成25		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	経営学科		4	80	—	320					
	経済法学科		4	70	—	280					
	医学部 医学科		6	101	—	616	学士(医学)	1.02 ≪0.98≫	平成16		佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	看護学科		4	60	—	240	学士(看護学)	0.99 ≪0.99≫	平成16		佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	理工学部 理工学科		4	510	3 年次15	2,010	学士(理学) 学士(工学)	1.08 ≪1.03≫	平成31		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	農学部 生物資源科学科		4	145	—	580	学士(農学)	1.05 ≪1.04≫	平成31		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	【大学院】 学校教育学研究科 教育実践探究専攻 (専門職学位課程)		2	20	—	40	教職修士(専門職)	1.00	平成28		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	地域デザイン研究科 地域デザイン専攻 (修士課程)		2	20	—	40	修士(地域デザイン)	0.97	平成28		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	医学系研究科 医科学専攻 (博士課程)		4	25	—	100	博士(医学)	0.89	平成20		佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	先進健康科学研究科 先進健康科学専攻 (修士課程)		2	52	—	104	修士(医科学) 修士(看護学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(農学)	1.17	平成31		佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	理工学研究科 理工学専攻 (博士前期課程)		2	167	—	334	修士(理学) 修士(工学)	1.17	平成31		佐賀県佐賀市本庄町1番地
	理工学研究科 理工学専攻 (博士後期課程)		3	20	—	60	博士(理学) 博士(工学)	1.13	令和 3		佐賀県佐賀市本庄町1番地

農学研究科 生物資源科学専攻 (修士課程)	2	32	—	64	修士(農学)	1. 23	平成31	佐賀県佐賀市本庄町 1番地	
名称：アドミッションセンター 目的：入学者選抜、入試広報、高大接続等に関する企画、立案等の業務を行うとともに、学部及び研究科で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成19年10月 規模等：土地 - m² 建物 76 m² 名称：ウェルビーイング創造センター 目的：学生及び地域に住む人々に対し、包括的な切れ目ない学修支援、キャリア形成支援及びリカレント教育支援を実施することにより、学修者のウェルビーイングを深化させることを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：令和6年4月 規模等：土地 - m² 建物 228 m² 名称：国際交流推進センター 目的：部局及び地域社会と連携し一体となって、海外の教育研究機関との国際交流の進展に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成23年10月 規模等：土地 - m² 建物 318 m² 名称：ダイバーシティ推進室 目的：本法人のダイバーシティの推進を目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成29年5月 規模等：土地 - m² 建物 25 m² 名称：リージョナルイノベーションセンター 目的：本法人の学術を振興し、知的財産の創出及び活用を図ることにより、産学地域連携を推進するとともに、イノベーションを創出する中核的拠点として、本学の研究及び社会連携の機能を強化し、地域産業の発展、地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成29年10月 規模等：土地 - m² 建物 212 m² 名称：教育開発推進センター 目的：本学の目的、使命にのっとり、本学の教育ビジョン・教育目標の実現に向けた戦略を策定し、必要な取組の企画・実施をするとともに、学生の入学から卒業までを一貫的に捉えた包括的・体系的取組を主導することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：令和7年4月 規模等：土地 - m² 建物 25 m² 名称：教養教育センター 目的：本学の目的及び使命にのっとり、全学協力体制の下、本学の共通教育、国際教育に関する企画、立案及び実施をすることにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の充実及び発展を図ることを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：令和7年4月 規模等：土地 - m² 建物 9,180 m² 名称：附属図書館 目的：教育、研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書、雑誌等の資料はじめ学術情報を収集し、整理、作成、保存して提供することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成元年4月 規模等：土地 - m² 建物 7,433 m² 名称：美術館 目的：本学の目的、使命にのっとり、本学の教育、研究、社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な芸術資料等を収集、保存、管理及び調査し、並びに展示公開することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成25年6月 規模等：土地 - m² 建物 1,473 m² 名称：保健管理センター 目的：本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：昭和45年4月 規模等：土地 - m² 建物 673 m²									

附属施設の概要

名称	海洋エネルギー研究所
目的	共同利用・共同研究拠点として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市本庄町1番地、佐賀県伊万里市山代町久原字平尾1番48号
設置年月	平成14年4月
規模等	土地 11,168 m ² 建物 4,698 m ²
名称	総合分析実験センター
目的	生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研究支援体制の実現を目指すことを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市本庄町1番地
設置年月	平成14年4月
規模等	土地 - m ² 建物 6,332
名称	総合情報基盤センター
目的	本学の学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市本庄町1番地
設置年月	平成18年2月
規模等	土地 - m ² 建物 1,063 m ²
名称	シンクロトロン光応用研究センター
目的	本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市本庄町1番地
設置年月	平成13年6月
規模等	土地 - m ² 建物 385 m ²
名称	地域学歴史文化研究センター
目的	地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市本庄町1番地
設置年月	平成18年4月
規模等	土地 - m ² 建物 177 m ²
名称	生物資源教育研究センター
目的	本学内外の関係機関との連携のもとに、アグリ創生及び農水産業振興に関する教育及び研究を行い、農業、医療及び環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市久保泉町下和泉1841番地、佐賀県唐津市松南町152番1号
設置年月	令和7年4月
規模等	土地 180,840 m ² 建物 4,111m ²
名称	教育学部附属幼稚園
目的	本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目4番45号
設置年月	昭和45年4月
規模等	土地 3,423m ² 建物 744 m ²
名称	教育学部附属小学校
目的	本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市城内2丁目17番3号
設置年月	昭和24年5月
規模等	土地 18,008 m ² 建物 5,624 m ²
名称	教育学部附属中学校
目的	本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所在地	佐賀県佐賀市城内1丁目14番4号
設置年月	昭和24年5月
規模等	土地 22,394 m ² 建物 6,379 m ²

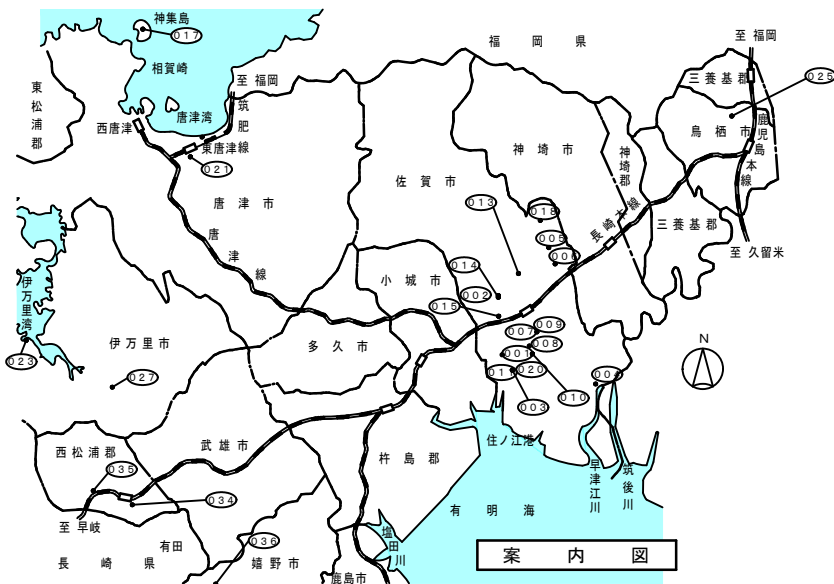
名 称：	教育学部附属特別支援学校
目 的：	本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。
所 在 地：	佐賀県佐賀市本庄町正里46番2号
設 置 年 月：	昭和53年4月
規 模 等：	土地 19,915 m ² 建物 3,677 m ²
名 称：	教育学部附属教育実践総合センター
目 的：	附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育臨床、教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的とする。
所 在 地：	佐賀県佐賀市本庄町1番地
設 置 年 月：	平成14年4月
規 模 等：	土地 - m ² 建物 456 m ²
名 称：	医学部附属病院
目 的：	医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。
所 在 地：	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月：	昭和56年4月
規 模 等：	土地 108,208 m ² 建物 80,325 m ²
名 称：	医学部附属地域医療科学教育研究センター
目 的：	本学における教育研究の先導的組織として、地域医療機関、保健行政機関等との連携を基盤に、地域包括医療の高度化等に関する総合的、学際的な教育研究を行うとともに、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。
所 在 地：	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月：	平成15年4月
規 模 等：	土地 - m ² 建物 951 m ²
名 称：	医学部附属先端医学研究推進支援センター
目 的：	本学部における医学研究活動をより一層推進するため、学際分野を含む医学研究の先端的・中心的な役割を担い、もって学内外への情報発信を行うとともに、本学部における教育研究の基盤となる高度な技術的支援とその研鑽を組織的に行うことにより、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。
所 在 地：	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
設 置 年 月：	平成19年4月
規 模 等：	土地 - m ² 建物 38 m ²
名 称：	神集島合宿研修所
目 的：	本学学生の集団行動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。
所 在 地：	佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430番地
設 置 年 月：	昭和48年3月
規 模 等：	土地 9,940 m ² 建物 205 m ²

国立大学法人佐賀大学 設置認可等に関わる組織の移行表

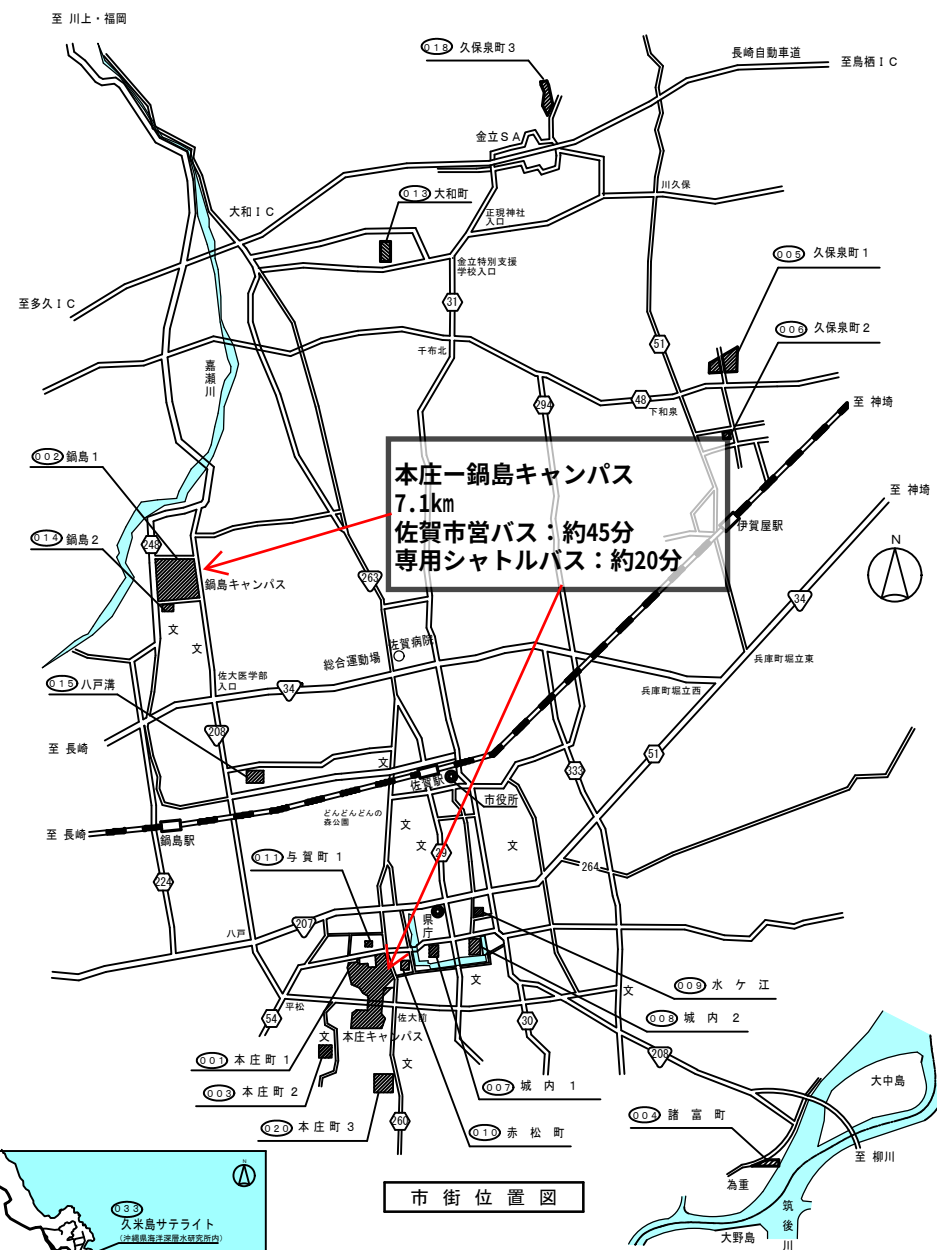
令和 7 年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
佐賀大学			
教育学部			
学校教育課程	120	－	480
芸術地域デザイン学部			
芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450
経済学部			
経済学科	110	－	440
経営学科	80	－	320
経済法学科	70	－	280
医学部			
医学科	98	－	588
看護学科	60	－	240
理工学部			
理工学科	510	3年次 15	2,070
農学部			
生物資源学科	145	－	580
計			
計	1,303	20	5,448
佐賀大学大学院			
学校教育学研究科			
教育実践探究専攻（P）	20	－	40
地域デザイン研究科			
地域デザイン専攻（M）	20	－	40
医学系研究科			
医科学専攻（D）	25	－	100
先進健康科学研究科			
先進健康科学専攻（M）	52	－	104
理工学研究科			
理工学専攻（M）	167	－	334
理工学専攻（D）	20	－	60
農学研究科			
生物資源科学専攻（M）	32	－	64
計			
計	336	－	742

令和 8 年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
佐賀大学				
教育学部				
	0		0	令和 8 年 4 月学生募集停止
共同教員養成課程	120	－	480	共同学科等の設置 （設置報告）
芸術地域デザイン学部				
芸術地域デザイン学科	110	3年次 5	450	
経済学部				
経済学科	100	－	400	定員変更（△10）
経営学科	70	－	280	定員変更（△10）
経済法学科	60	－	240	定員変更（△10）
医学部				
医学科	101	－	591	定員変更（3）
看護学科	60	－	240	
理工学部				
理工学科	510	3年次 15	2,070	（うち入学定員10名、収容定員40名は コスメティックサイエンス学環）
農学部				
生物資源学科	175	－	700	定員変更（30） （うち入学定員20名、収容定員80名は コスメティックサイエンス学環）
コスメティックサイエンス学環				
（理工学部、農学部の内数）	30	－	120	学部等連係課程の設置 （設置報告）
計				
計	1,306	20	5,451	
佐賀大学大学院				
学校教育学研究科				
教育実践探究専攻（P）	20	－	40	
地域デザイン研究科				
地域デザイン専攻（M）	20	－	40	
医学系研究科				
医科学専攻（D）	25	－	100	
先進健康科学研究科				
先進健康科学専攻（M）	52	－	104	
理工学研究科				
理工学専攻（M）	167	－	334	
理工学専攻（D）	20	－	60	
農学研究科				
生物資源科学専攻（M）	32	－	64	
計				
計	336	－	742	

案内図



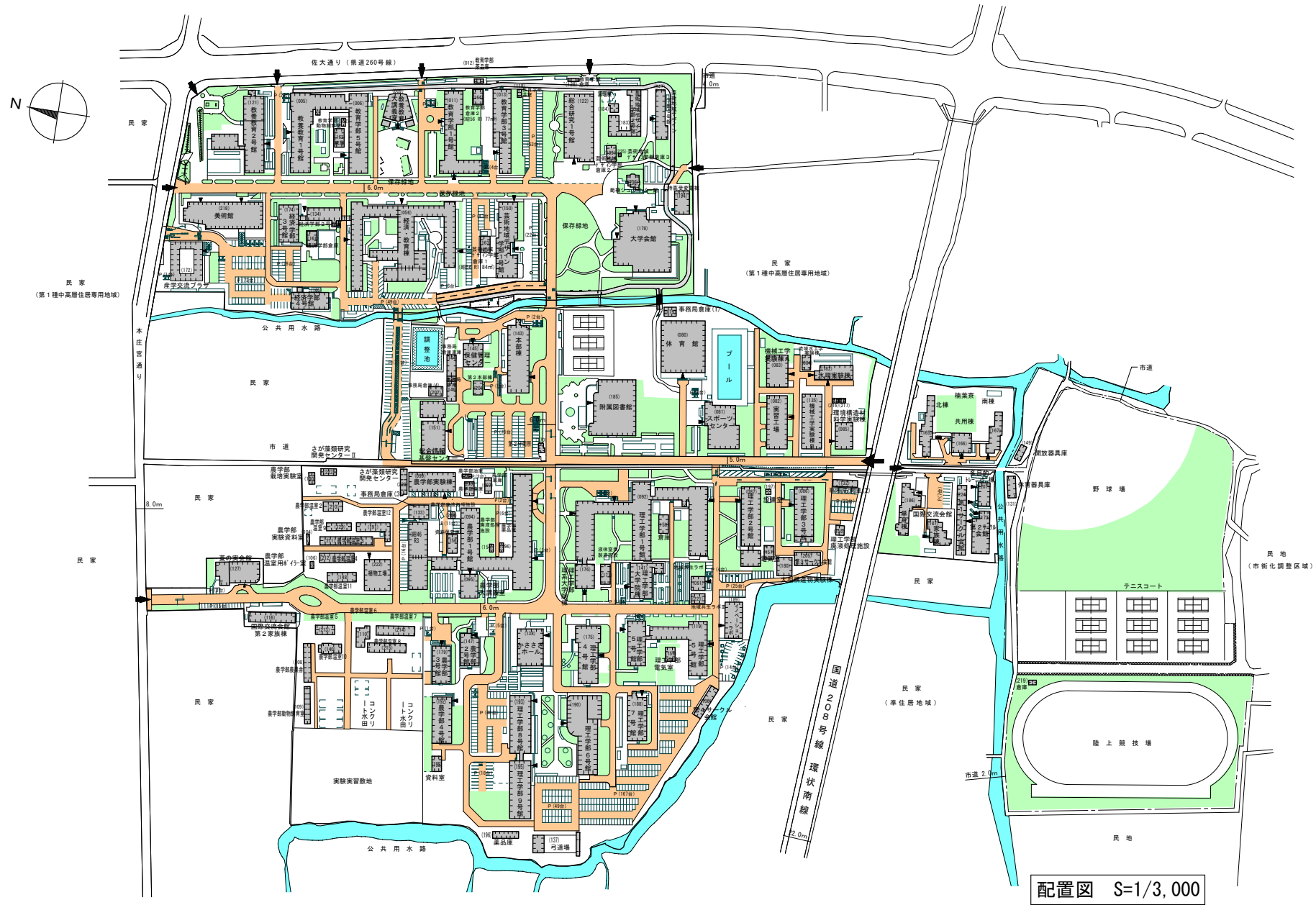
団地番号	団地名	所在地	学部等名
001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	法人本部、教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、理工学部 農学部、教養教育センター、附属図書館、美術館、総合情報基盤センター 国際交流推進センター、リージョナル・イノベーションセンター 総合分析実験センター、保健管理センター 地域学歴史文化研究センター、海洋エネルギー研究所 附属教育実践総合センター、シンクロトロン光応用研究センター
002	鍋島1	佐賀市鍋島5丁目1番1号	医学部（医学科）、医学部（看護学科）、医学部附属病院（本院） 総合分析実験センター、附属図書館（医学分館）、課外活動施設 附属地域医療科学教育研究センター、看護師宿舍、医学部宿舎
003	本庄町2	佐賀市本庄町大字本庄一本杉1034-4	職員宿舎
004	諸富町	佐賀市諸富町為重字石塚分	課外活動施設
005	久保泉町1	佐賀市久保泉町大字下和泉1841	生物資源教育研究センター
006	久保泉町2	佐賀市久保泉町大字一本柳	生物資源教育研究センター、実習田
007	城内1	佐賀市城内1丁目14-4	附属中学校
008	城内2	佐賀市城内2丁目17-3	附属小学校
009	水ヶ江	佐賀市水ヶ江1丁目4-45	附属幼稚園
010	赤松町	佐賀市赤松町9-27	職員宿舎（学長宿舎）
011	与賀町1	佐賀市与賀町西精1340	総合教育研究施設
013	大和町	佐賀市大和町久池井1022-1	職員宿舎
014	鍋島2	佐賀市鍋島3丁目11番地	職員宿舎
015	八戸溝	佐賀市八戸溝3丁目10番地	職員宿舎
017	神集島	唐津市神集島字コウソ辻	課外活動施設
018	久保泉町3	佐賀市久保泉町大字川久保字藤付	生物資源教育研究センター
020	本庄町3	佐賀市本庄町大字正里46-2	附属特別支援学校
021	唐津	唐津市松南町152番1	生物資源教育研究センター
023	山代町	伊万里市山代町久原字平尾1番48	海洋エネルギー研究所（伊万里サテライト）
025	島橋	島橋市弥生が丘8-7	シンクロトロン光応用研究センター分室
027	伊万里	伊万里市大坪町狩立（今岳）乙2436-1	大学事務局庁舎
033	久米島	沖縄県島尻郡久米島町真謝500-1	海洋エネルギー研究所（久米島サテライト）
034	有田	佐賀県西松浦郡有田町大野乙2441-1	芸術地域デザイン学部
035	有田2	佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74	芸術地域デザイン学部学生宿舎
036	嬉野	佐賀県佐賀市嬉野町大字下宿2172-3	海洋エネルギー研究所（嬉野サテライト）



市街位置図

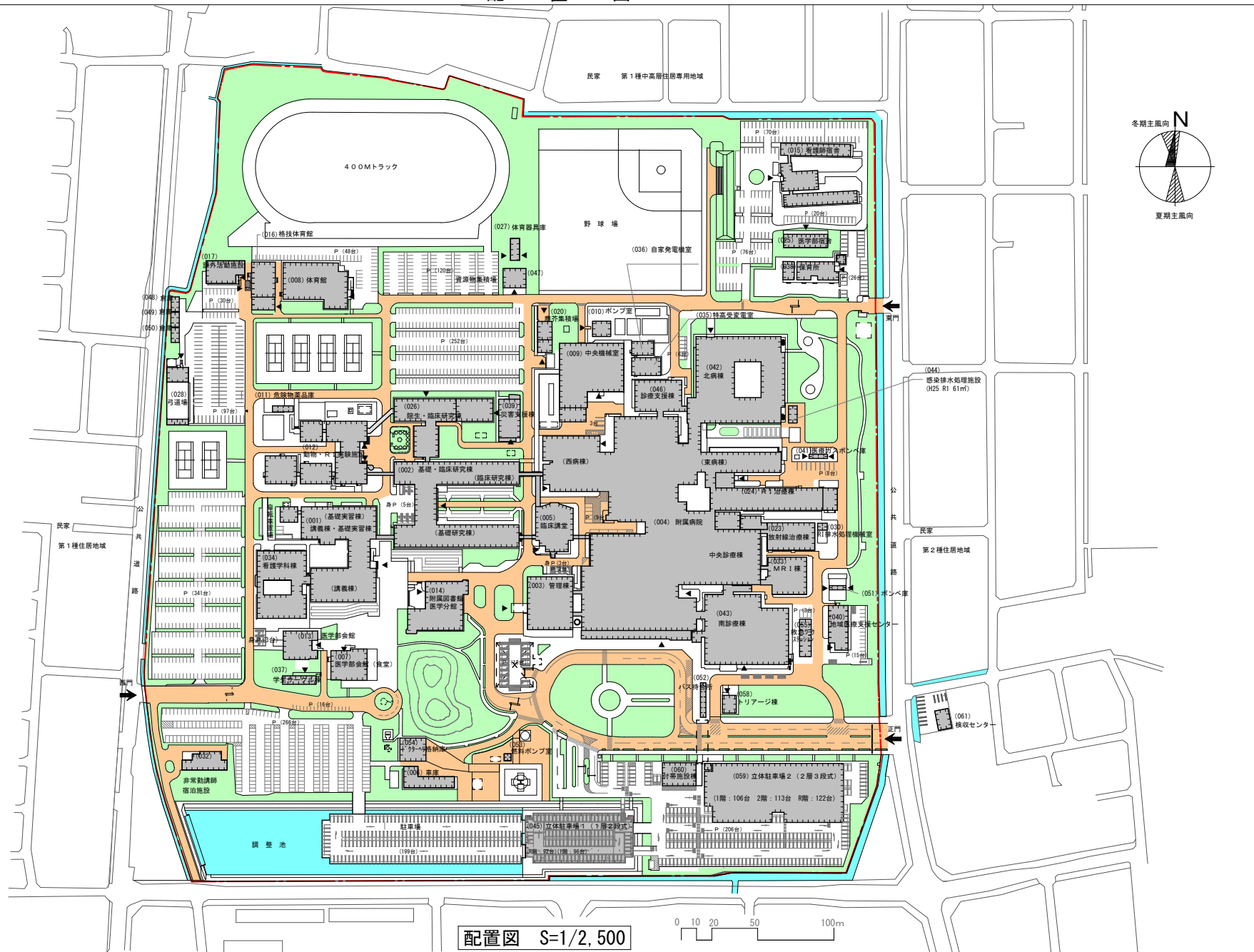
学 校 名	作成年度
佐 賀 大 学	2025

配置図



学 部 等 名	団地番号	団 地 名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
理工・農・経済・教育・芸術地域デザイン、教養教育センター 法人本部、附属図書館、国際交流会館	001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	0524	佐賀大学	2025

配置图



学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
医学部（医学科）、医学部（看護学科） 医学部附属病院（本院）、看護師宿舎 附属地域医療科学教育研究センター、課外活動施設	0 0 2	鍋 島 1	佐賀市鍋島五丁目1番1号	0 5 2 4	佐 賀 大 学	2025

佐賀大学学則（案）

（平成16年4月1日制定）

目次

第1章 総則

第1節 趣旨、目的及び方針（第1条－第2条の2）

第2節 学部（第3条）

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限（第4条－第7条）

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学（第8条－第15条）

第3節 教育課程及び履修方法（第16条－第21条）

第4節 単位の授与等（第22条－第27条）

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍（第28条－第34条）

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第35条－第37条）

第7節 賞罰（第38条・第39条）

第8節 学生証（第40条）

第9節 厚生施設（第41条）

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第42条－第44条）

第11節 外国人留学生（第45条）

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第46条－第57条）

第13節 公開講座（第58条）

第3章 改正（第59条）

附 則

第1章 総則

第1節 趣旨、目的及び方針

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学（以下「本学」という。）の学部並びに学科及び課程の目的、学部の入学定員、修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（方針）

第2条の2 本学は、本学、学部又は学科若しくは課程ごとに、前条及び次条第3項に規

定する目的を踏まえて、次に掲げる方針を別に定めるものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

第2節 学部

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

教育学部

芸術地域デザイン学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

- 2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。
- 3 前項の学部及び当該学部に置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は課程ごとに別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期、休業日、修業年限及び在学年限

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日 10月1日
- (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年の1月7日まで

- 2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、教授会の議を経て、学長が休業日を変更することができる。
- 3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。
- 4 臨時休業については、その都度関係学部の教授会の議を経て、学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は、4年とする。ただし、第35条第2項の規定による場合は、3年以上4年未満とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は、8年とする。ただし、転入学、編入学又は再入学により入学した者は、第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項本文の規定にかかわらず、医学部医学科にあつては、10年とする。ただし、1年次及び2年次の在学年限は、同一年次において2年を超えることができない。

第2節 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

(合格者の決定)

第11条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果

に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第12条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

(入学許可)

第13条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

(転入学、編入学及び再入学)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志願するもの
- (6) 学校教育法第58条の2の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で編入学を志願するもの
- (7) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの
- (8) 本学を除籍された者で同一学部に再入学を志願するもの

2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(転入学等の規定の準用)

第15条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第10条から第13条までの規定を準用する。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第16条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目及びインターフェース科目に区分する。

- 3 共通基礎科目は、外国語科目及び情報リテラシー科目に区分する。
- 4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。
- 5 前項に定めるもののほか、専門教育科目として学部間共通教育科目の区分を設ける。
- 6 学部間共通教育科目の区分は、佐賀大学教養教育センターの定めるところによる。

(主専攻)

第17条 各学部は、第3条第3項に規定する学科又は課程の目的を達成するため、必要な授業科目を開設し、教育課程（以下「主専攻」という。）を編成する。

- 2 学生は、前項に規定する主専攻を修了するため、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。
- 3 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成25年2月27日全部改正）及び各学部規則の定めるところによる。
- 4 専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則及び佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（平成25年2月27日制定）の定めるところによる。
- 5 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。
- 6 学生は、所定の主専攻以外の授業科目を履修することができる。

(副専攻)

第17条の2 本学は、前条に規定する主専攻のほか、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応えるための教育課程（以下「副専攻」という。）を編成することができる。

- 2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(全学共通の教育プログラム)

第17条の3 本学は、前2条に規定する主専攻及び副専攻のほか、特定の分野に係る全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

- 2 全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の基準)

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第18条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の別に定める適切な期間を単位として行うものとする。

第4節 単位の授与等

(成績の判定)

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与えるものとする。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、成績の判定に当たり、前項に規定する評語により難しい授業科目においては、合又は不可の評語をもって表わすことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認めるときは、第33条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数（以下次条、第25条及び35条において同じ。））を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみ

なす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。）及び特別の課程履修生（同条第2項に規定する特別の課程履修生をいう。以下同じ。）により履修した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第32条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

3 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

(派遣及び留学)

第33条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条に定める期間在学して卒業できない者

(2) 病気その他で修業の見込みがない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であつて、その納付すべき入学料を納付しないもの

(4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業の認定)

第35条 第6条第1項本文又は第2項に規定された期間以上在学し、第17条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 本学（医学部医学科は除く。）に3年以上在学し、第17条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第6条第1項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。

3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第18条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第18条第1項の授業の方法により64単位以上を修得しているときは、同条第2項の

授業の方法により取得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(学位の授与)

第36条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表2に掲げるとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 訓告

3 停学期間（3月未満のものを除く。）は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

(学生証の交付)

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

第9節 厚生施設

第41条 本学に、寄宿舍その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議

を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(検定料の免除)

第46条の3 災害による経済的理由によって、検定料の納入が困難であると認められた者に対しては、願い出により、検定料の全部を免除することがある。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収)

第46条の4 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学料の免除等)

第47条 学部に入学者のうち、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）で認められるもの及び学長が特に必要と認めたものに対しては、願い出により審査の上、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第48条 削除

(授業料の徴収)

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、次の表の区分により徴収するものとする。この場合において、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1

に相当する額とする。

区 分	徴収の時期
前 期 （ 4 月～9 月）	4 月 1 日から 5 月 3 1 日まで
後 期 （ 1 0 月～3 月）	1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

（入学の時期が学年の中途である場合における授業料の額及び徴収方法）

第49条の2 特別の事情により、入学の時期が学年の中途である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（転入学、編入学及び再入学における授業料）

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額の授業料を納付しなければならない。

第51条及び第52条 削除

（休学期間の授業料等）

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の途中で、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合における授業料）

第53条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。

（除籍及び退学の場合の授業料）

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

(2) 授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された

場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

(長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例)

第54条の2 長期履修学生が、学年の途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収することができるものとする。

2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(授業料の免除等)

第55条 修学支援法で認められる者及び学長が特に必要と認めた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することがある。

2 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第57条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行ったときに、第1段階目の選抜で不合格になった者及び個別学力検査等出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があった場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分

の授業料に相当する額を返還する。

第 13 節 公開講座

第 58 条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 改正

第 59 条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 29 号）附則第 2 項の規定により平成 15 年 9 月 30 日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者（次項において「在学者」という。）に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成 16 年 3 月 31 日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

3 この学則施行後、第 14 条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則（平成 16 年 7 月 20 日改正）

この学則は、平成 16 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 20 日改正）

この学則は、平成 17 年 5 月 20 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 9 月 27 日改正）

この学則は、平成 17 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 16 日改正）

この学則は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 16 日改正）

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 18 年度から平成 20 年度までの農学部の収容定員は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
-----	-----	----------	----------	----------

農学部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	(3年次編入学)			10人

3 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成18年3月31日において現に農学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月4日改正）

この学則は、平成18年12月4日から施行する。

附 則（平成19年2月16日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

1 この学則は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての、改正後の第22条第2項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日改正）

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和8年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員は、次の表のとおりとする。

入学定員	平成21年度	平成22年度～平成24年度	平成25年度～平成27年度
医学部医学科	100人	106人	106人
医学部	160人	166人	166人
全学部	1,310人	1,316人	1,301人

入学定員	平成28年度～平成30年度	令和元年度	令和2年度～令和5年度
医学部医学科	106人	106人	103人
医学部	166人	166人	163人
全学部	1,291人	1,281人	1,278人

入学定員	令和 6 年度	令和 7 年度～令和 8 年度
医学部医学科	1 0 3 人	1 0 1 人
医学部	1 6 3 人	1 6 1 人
全学部	1, 3 0 8 人	1, 3 0 6 人

- 3 改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 1 年度から令和 1 3 年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
医学部医学科	5 7 5 人	5 8 6 人	5 9 7 人	6 0 8 人	6 1 9 人
医学部	8 3 5 人	8 4 6 人	8 5 7 人	8 6 8 人	8 7 9 人
全学部	5, 5 3 5 人	5, 5 4 6 人	5, 5 5 7 人	5, 5 6 8 人	4, 7 3 9 人

収容定員	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
医学部医学科	6 3 0 人	6 3 6 人	6 3 6 人	6 3 6 人	6 3 6 人
医学部	8 9 0 人	8 8 6 人	8 7 6 人	8 7 6 人	8 7 6 人
全学部	5, 0 1 0 人	5, 2 6 6 人	4, 7 4 6 人	4, 9 7 6 人	5, 2 1 1 人

収容定員	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医学部医学科	6 3 6 人	6 3 3 人	6 3 0 人	6 2 7 人	6 2 4 人
医学部	8 7 6 人	8 7 3 人	8 7 0 人	8 6 7 人	8 6 4 人
全学部	3, 4 7 1 人	4, 0 9 3 人	4, 7 3 0 人	5, 3 6 7 人	5, 3 6 4 人

収容定員	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
医学部医学科	6 2 1 人	6 1 6 人	<u>6 1 4 人</u>	<u>6 0 9 人</u>	<u>6 0 4 人</u>
医学部	8 6 1 人	8 5 6 人	<u>8 5 4 人</u>	<u>8 4 9 人</u>	<u>8 4 4 人</u>
全学部	5, 3 9 1 人	5, 4 1 6 人	<u>5, 4 4 4 人</u>	<u>5, 4 6 9 人</u>	<u>5, 4 6 4 人</u>

収容定員	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	<u>令和 1 3 年度</u>
医学部医学科	<u>5 9 9 人</u>	<u>5 9 4 人</u>	<u>5 9 1 人</u>
医学部	<u>8 3 9 人</u>	<u>8 3 4 人</u>	<u>8 3 1 人</u>
全学部	<u>5, 4 5 9 人</u>	<u>5, 4 5 4 人</u>	<u>5, 4 5 1 人</u>

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 5 日改正）

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日改正）

この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日改正）

この学則は、平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 8 日改正）

- 1 この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成24年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月14日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの経済学部各学科、経済学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員		平成25年度	平成26年度	平成27年度
経済学部	経済学科	110人	220人	330人
	経営学科	80人	160人	240人
	経済法学科	70人	140人	210人
経済学部		260人	520人	780人
全学部		4,708人	4,968人	5,228人

- 3 改正後の第3条第2項及び別表2の規定にかかわらず、平成25年3月31日において現に経済学部在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第7条第2項ただし書の規定にかかわらず、平成25年3月31日において現に医学部医学科の1年次又は2年次に在学する者の在学年限については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月27日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年度の医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成27年度
医学部看護学科	250人
医学部	886人
全学部	5,266人

附 則（平成27年3月26日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月24日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度から平成30年度までの教育学部学校教育課程、教育学部、芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科、芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
教育学部	学校教育課程	１２０人	２４０人	３６０人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (３年次編入学)	１１０人	２２０人	３３０人 ５人
	計	１１０人	２２０人	３３５人
全学部		４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

３ 文化教育学部は、改正後の規定にかかわらず、平成２８年３月３１日において現に文化教育学部在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成２８年４月１日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

４ 平成２８年３月３１日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年９月２７日改正）

この学則は、平成２９年９月２７日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日改正）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年２月２７日改正）

１ この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

２ 令和元年度から令和３年度までの理工学部理工学科、理工学部、農学部生物資源科学科、農学部及び全学部の収容定員は、改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

収容定員		令和元年度	令和２年度	令和３年度
理工学部	理工学科 (３年次編入学)	４８０人	９６０人	１，４４０人 １５人
	計	４８０人	９６０人	１，４５５人
農学部	生物資源科学科	１４５人	２９０人	４３５人
全学部		３，４７１人	４，０９３人	４，７３０人

３ 改正後の第３条第２項及び別表２の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日において現に理工学部及び農学部在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年４月２４日改正）

この学則は、令和元年５月１日から施行する。

附 則（令和２年１月２２日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月２６日改正）

この学則は、令和２年２月２６日から施行し、令和元年８月１３日から適用する。

附 則（令和２年３月２５日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年９月２３日改正）

- この学則は、令和２年９月２３日から施行する。
- 佐賀大学学部入学選抜試験に係る検定料に対する佐賀大学学則の特例措置に関する学則（平成２４年９月２６日制定）は廃止する。

附 則（令和３年１月１２日改正）

この学則は、令和３年１月１２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年１２月２２日改正）

この学則は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年１０月２９日から適用する。

附 則（令和４年５月２６日改正）

この学則は、令和４年５月２６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和４年１２月２７日改正）

この学則は、令和４年１２月２７日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年１月２５日改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月２５日改正）

- この学則は、令和５年４月２５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
- 令和５年３月３１日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和６年１月２９日改正）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１日改正）

- この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、令和６年度から令和８年度までの理工学部理工学科、理工学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。なお、理工学部理工学科のコース配属基準人数については、別に定める。

収容定員		令和６年度	令和７年度	令和８年度
理工学部	理工学科 （３年次編入学）	１，９５０人 ３０人	１，９８０人 ３０人	２，０１０人 ３０人
	計	１，９８０人	２，０１０人	２，０４０人
全学部		５，３９１人	５，４１６人	５，４４１人

附 則（令和６年７月２６日改正）

この学則は、令和６年７月２６日から施行する。

附 則（令和７年１月２４日改正）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２７日改正）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和 年 月 日改正）

この学則は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

（令和 8 年度において定員数が異なるものは、括弧書きに定めるところによる。）

学 部	学科又は課程	入学定員	3 年 次 編 入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	1 2 0 人		4 8 0 人
	小 計	1 2 0 人		4 8 0 人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3 年次編入学)	1 1 0 人	5 人	4 4 0 人 1 0 人
	小 計	1 1 0 人	5 人	4 5 0 人
経 済 学 部	経済学科	1 1 0 人		4 4 0 人
	経営学科	8 0 人		3 2 0 人
	経済法学科	7 0 人		2 8 0 人
	小 計	2 6 0 人		1, 0 4 0 人
医 学 部	医学科	9 8 人 (1 0 1 人)		5 8 8 人 (6 1 4 人)
	看護学科	6 0 人		2 4 0 人
	小 計	1 5 8 人 (1 6 1 人)		8 2 8 人 (8 5 4 人)
理 工 学 部	理工学科	5 1 0 人		2, 0 4 0 人 (2, 0 1 0 人)
	(3 年次編入学)		1 5 人	3 0 人
	小 計	5 1 0 人	1 5 人	2, 0 7 0 人 (2, 0 4 0 人)
農 学 部	生物資源科学科	1 4 5 人		5 8 0 人
	小 計	1 4 5 人		5 8 0 人
合 計		1, 3 0 3 人 (1, 3 0 6 人)	2 0 人	5, 4 4 8 人 (5, 4 4 4 人)

備考

- ・医学部の括弧書き定員数は、「医学部の収容定員の増加について（通知）（令和 年 月 日付 文科高第 号）」による臨時的な入学定員の増員を受けたもの
- ・理工学部の括弧書き定員数は、令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）採択によるもの

別表 2 (第 37 条関係)

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 1 種免許状	
		中学校教諭 1 種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 1 種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、書道、保健体育、家庭、英語
		特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）	
		幼稚園教諭 1 種免許状	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	中学校教諭 1 種免許状	美術
		高等学校教諭 1 種免許状	美術、工芸
経済学部	経営学科	高等学校教諭 1 種免許状	商業
理工学部	理工学科	中学校教諭 1 種免許状	数学、理科
		高等学校教諭 1 種免許状	数学、理科、情報、工業
農学部	生物資源科学科	中学校教諭 1 種免許状	理科
		高等学校教諭 1 種免許状	理科、農業

学則変更の事由及び変更点

佐賀県において、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じており、地域の医師確保を目的として、令和8年度入試において、令和8年度を期限とした医学部医学科3名の入学定員を増員するため、学則の変更を行う。

令和8年度に限り、医学部医学科の入学定員98名を101名に変更し、収容定員については、611名を614名とする。

佐賀大学学則改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
(学部) 第3条 本学に、次の学部を置く。 教育学部 芸術地域デザイン学部 経済学部 医学部 理工学部 農学部 2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。 3 前項の学部及び当該学部に置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は課程ごとに別に定める。	(学部) 第3条 本学に、次の学部を置く。 教育学部 芸術地域デザイン学部 経済学部 医学部 理工学部 農学部 2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表1のとおりとする。 3 前項の学部及び当該学部に置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は課程ごとに別に定める。

改 正 案				現 行			
附 則（平成２１年３月１９日改正） １ この学則は、平成２１年４月１日から施行する。 ２ 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から <u>令和８年度</u> までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学生定員は、 次の表のとおりとする。				附 則（平成２１年３月１９日改正） １ この学則は、平成２１年４月１日から施行する。 ２ 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から <u>令和７年度</u> までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学生定員は、 次の表のとおりとする。			
入学生定員	(略)	令和６年度	令和７年度～ <u>令和８年度</u>	入学生定員	(略)	令和６年度	令和７年度
医学部医学科	(略)	１０３人	１０１人	医学部医学科	(略)	１０３人	１０１人
医学部	(略)	１６３人	１６１人	医学部	(略)	１６３人	１６１人
全学部	(略)	１，３０８人	１，３０６人	全学部	(略)	１，３０８人	１，３０６人
３ 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から <u>令和１３年度</u> までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員 は、次の表のとおりとする。				３ 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から <u>令和１２年度</u> までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員 は、次の表のとおりとする。			
収容定員	(略)	令和８年度	令和９年度	収容定員	(略)	令和８年度	令和９年度
医学部医学科	(略)	<u>６１４人</u>	<u>６０９人</u>	医学部医学科	(略)	<u>６１１人</u>	<u>６０６人</u>
医学部	(略)	<u>８５４人</u>	<u>８４９人</u>	医学部	(略)	<u>８５１人</u>	<u>８４６人</u>
全学部	(略)	<u>５，４４４人</u>	<u>５，４６９人</u>	全学部	(略)	<u>５，４４１人</u>	<u>５，４６６人</u>
収容定員	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	収容定員	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
医学部医学科	<u>６０４人</u>	<u>５９９人</u>	<u>５９４人</u>	医学部医学科	<u>６０１人</u>	<u>５９６人</u>	<u>５９１人</u>
医学部	<u>８４４人</u>	<u>８３９人</u>	<u>８３４人</u>	医学部	<u>８４１人</u>	<u>８３６人</u>	<u>８３１人</u>
全学部	<u>５，４６４人</u>	<u>５，４５９人</u>	<u>５，４５４人</u>	全学部	<u>５，４６１人</u>	<u>５，４５６人</u>	<u>５，４５１人</u>

改 正 案			現 行		
収容定員	令和13年度		収容定員	(新設)	
医学部医学科	591人		医学部医学科	(新設)	
医学部	831人		医学部	(新設)	
全学部	5,451人		全学部	(新設)	
附 則 (令和 年 月 日改正) この学則は、令和8年4月1日から施行する。					
別表1 (第3条関係)			別表1 (第3条関係)		
(令和8年度において定員数が異なるものは、括弧書きに定めるところによる。)			(令和7年度において定員数が異なるものは、括弧書きに定めるところによる。)		
学部	学科又は 課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
医学部	医学科	98人 (101人)		588人 (614人)	
	看護学科	60人		240人	
	小 計	158人 (161人)		828人 (854人)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
合 計		1,303人 (1,306人)	20人	5,448人 (5,444人)	

学部	学科又は 課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
医学部	医学科	98人 (101人)		588人 (616人)	
	看護学科	60人		240人	
	小 計	158人 (161人)		828人 (856人)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
合 計		1,303人 (1,306人)	20人	5,448人 (5,416人)	

改 正 案	現 行
備考 ・医学部の括弧書き定員数は、<u>「医学部の収容定員の増加について(通知)(令和 年 月 日付 文科高第 号)」</u>による臨時的な入学定員の増員を受けたもの ・理工学部の括弧書き定員数は、令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）採択によるもの	備考 ・医学部の括弧書き定員数は、<u>「医学部の収容定員の増加について(通知)(令和6年10月29日付6文科高第1215号)」</u>による臨時的な入学定員の増員を受けたもの ・理工学部の括弧書き定員数は、令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）採択によるもの

目 次

学則変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容	・・・P. 2
2 収容定員変更の必要性	・・・P. 3
3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容	・・・P. 5
添付資料 1) 教育課程等の概要	・・・P. 9
添付資料 2) 令和 8 年度入学定員増員計画 (写)	・・・P. 11

学則変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

佐賀大学医学部医学科の入学定員については、平成 21 年度入試から「緊急医師確保対策」による平成 29 年度までを期限とした 2 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」による 3 名の恒久定員増を実施した。次に、平成 22 年度入試から「経済財政改革の基本方針 2009」による平成 31 年度までを期限とした 6 名の臨時定員増を実施した。続いて、平成 29 年度を期限とする「緊急医師確保対策」による 2 名の臨時定員について、平成 31 年度を期限とする臨時定員増を再度実施した。その後、平成 31 年度を期限とするこれらの臨時定員の終了に伴い、令和 2 年度入試から「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び令和 2 年度～令和 6 年度「医学部臨時定員の暫定的な維持について」による 5 名の臨時定員について、令和 6 年度を期限とした臨時定員増を実施した。

令和 7 年度入試は、令和 5 年 11 月 9 日「第 13 回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」の意見及び「令和 7 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による 3 名の臨時定員について、令和 7 年度を期限とする臨時定員増を実施した。

令和 8 年度入試は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」及び「令和 8 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による 3 名の臨時定員について、令和 8 年度を期限とする臨時定員増を実施する。

令和 8 年度を期限とする臨時定員増を踏まえて、収容定員は、再度の定員増を行わなかった場合の 611 名から 614 名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

佐賀県は、全国に比べて人員数が不足している診療科がある。また、医師少数区域・医師少数スポットにおける医療提供整備のためにも、医師確保が必要となっている。さらに、長崎県では、本土と離島の間に医師数格差が生じており、佐賀県と同様の状況にある。

このような状況を踏まえ、本学では平成 17 年度入試から推薦入学の地域枠（8 名）を、さらに平成 20 年度入試から「佐賀県推薦入学特別入試（2 名）」を導入した。「佐賀県推薦入学特別入試」では、卒業後は県内の基幹型臨床研修病院において 2 年間の臨床研修を行い、その後 6 年間は県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。そのうち佐賀県が貸与する修学資金（佐賀県医師修学資金）を利用した者は、一定期間県内の公的病院等の小児科、産科、救急科又は麻酔科で勤務した場合には返還を免除する等の制度を設けていた。

さらに、平成 21 年度入試では「緊急医師確保対策」に基づき佐賀県から入学定員増の要請があったことを受けて、佐賀県及び本学の関係者で構成する「佐賀県における緊急医師確保対策協議会」を設置して協議を行い、増員した 2 名の入学定員を「佐賀県推薦入学特別入試」枠に充てて学生を受け入れていた。平成 22 年度入試では「経済財政改革の基本方針 2009」に基づく佐賀県及び長崎県からの要請を受け、6 名の臨時定員増を実施し、「推薦入試」枠に充てた。また、平成 25 年度入試からはその 6 名を、新設した「推薦入試Ⅱ（佐賀県枠（5 名）、長崎県枠（1 名）」に充てた。推薦入試Ⅱの佐賀県枠は「佐賀県医師修学資金」貸与を入学後手上げ方式で行い、卒業後は佐賀県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修（2 年）を行うことを確約させた。また、長崎県枠は入学後に長崎県の修学資金（長崎県医学修学資金）の貸与を受け、卒業後は長崎県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。

しかし、「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠（5 名）」の佐賀県医師修学資金の貸与状況が芳しくない旨の指摘を受け、本学では「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠（5 名）」と「佐賀県推薦入学特別入試（2 名）」を統合し、新たに佐賀県医師修学資金の貸与を義務付ける「佐賀県推薦入学特別入試」を実施する入試改革に取り組んだ。その結果、令和 2 年度入試からは、「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠」の 5 名を廃止し、「佐賀県推薦入学特別入試」を 4 名に増員した。また、「佐賀県推薦入学特別入試」の入学者には、①「佐賀県医師修学資金」の貸与を 6 年間受けること、②キャリア形成プログラムに同意すること、③キャリア形成プログラムに基づき、高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として、佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを新たに義務として課した。また、佐賀県内に若手医師を定着させるためには入学時点において地域医療に資する意思のある学生を確保する必要があることから、佐賀県と協議の上、令和 7 年度入試より、佐賀県推薦入学特別選抜の定員数を 4 名から 10 名（内訳 恒久定員：7 名、臨時定員：3 名）に増員した。

長崎県枠については、「1 収容定員変更の内容」のとおり、令和7年度入試における臨時定員が減員されたことで、本学に割り当てられる長崎県枠臨時定員が0名となったが、令和7年度入試においては佐賀大学医学部医学科の恒久定員を利用して長崎県枠を実施することとした。令和8年度入試からは、佐賀大学、長崎大学、佐賀県庁及び長崎県県庁の4機関で協議した結果、長崎県枠を廃止することを決定し、公表した。

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 現行の取組

現行カリキュラム（令和5年度から一部改正）において、次のような地域医療に関する教育をすでに行っている。

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

学年	科目等名	授業場所	教育内容
1～2	医療入門Ⅰ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院 佐賀整肢学園こども発達医療センター ひなた村自然塾(保育所) 地域医療機能推進機構佐賀中部病院 NHO 佐賀病院、NHO 東佐賀病院	医療入門の一環として実施し、医の倫理についての基本的考え方を身につけさせるとともに、患者付添い実習を実施し、地域医療の現場を見学させ、学習の動機付けとする。
	医療入門Ⅱ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院	1年次から2年次まで継続したカリキュラムで実施し、早期臨床現場体験、医療体験実習などで、地域医療に密着した急性期医療現場で、さまざまな職種の業務がどのように行われているかを体験し理解させる。
3～4	地域医療	佐賀大学医学部	在宅医療やへき地医療、家庭医療、高齢者介護等も含め、地域に密着して展開されている総合診療、プライマリケアについて幅広く学習する。
4	社会医学・医療社会 法制	佐賀大学医学部 佐賀市環境センター 佐賀市廃棄物最終処分場	「社会医学」の中で、プライマリヘルスケア、地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動等の地域保健について学ぶ。
5～6	臨床実習(小児科)	佐賀大学医学部附属病院、NHO 佐賀病院、佐賀県医療センター好生館、NHO 嬉野医療センター	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
	臨床実習(一般・消化器外科)	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
	臨床実習(精神科)	佐賀大学医学部附属病院、NHO 肥前精神医療センター	

	臨床実習(産科婦人科)	佐賀大学医学部附属病院、NHO 佐賀病院、佐賀県医療センター好生館、高木病院	地域の中核病院で遂行されている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や住民のニーズを知るとともに、大学病院との医療連携について学ぶ。
	臨床実習(麻酔科)	佐賀大学医学部附属病院	
	関連教育病院実習	佐賀県医療センター好生館	
5 ～ 6	地域医療実習	地域密着型医療機関・クリニック 池田内科・消化器科、矢ヶ部医院、三瀬診療所、ぶどうの木クリニック、唐津市民病院きたはた、町立太良病院、くらたクリニック 地域中核病院 佐賀市立富士大和温泉病院、ひらまつ病院、織田病院、伊万里有田共立病院、国立病院機構佐賀病院、NHO 嬉野医療センター、今村病院、唐津赤十字病院、山元記念病院	一般外来診療だけではなく、訪問診療や訪問看護も含め、地域の医院、診療所等で実際に行われている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や地域医療に対する住民のニーズを知るとともに、大学病院等における専門診療との連携のあり方について学ぶ。
5 ～ 6	基礎系・臨床系選択科目「在宅医療・在宅ケア実習」	ひらまつ病院 ひらまつ在宅クリニック	地域医療の中核であるひらまつ病院において、訪問診療に同行し、在宅医療を体験し、訪問診療の実践を学ぶ。
5 ～ 6	基礎系・臨床系選択科目「地域包括ケア実習」	織田病院 ゆうあいビレッジ ケアコートゆうあい 訪問看護ステーションゆうあい	地域の急性期病院の救急・入院から在宅医療に至る医療の流れを体験し、ケアマネージャーのケアプランのもと、訪問看護、訪問介護、通所系サービス、ショートステイ等の介護保険サービスが地域包括ケアシステムの完成に向け、地域でどのように実践されているかを学ぶ。

5 ～ 6	基礎系・臨床系選択 科目「地域家庭医療 実習」	唐津市民病院きたはた 唐津市民病院きたはた訪問看護 北波多総合保健センター 離島診療所 外	地域の病院においては外来、特別養護 老人ホーム等においては訪問診療、訪 問看護、ケアマネージャー研修やヘルパ ー研修などの地域連携研修を体験し、 地域における家庭医療の実際を学ぶ。
1	地域枠入学生 特別プログラム 「佐賀県内基幹病 院・中核病院実習」	佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療 センター好生館、NHO 佐賀病院、NHO 嬉 野医療センター、唐津赤十字病院、唐津 市民病院きたはた、佐賀市立富士大和温 泉病院、町立太良病院、伊万里有田共立 病院、小城市民病院、ゆうあいビレッジ、 今村病院、山元記念病院	佐賀県内の基幹病院・中核病院での実 習を通し、基幹病院・中核病院に求めら れている役割を理解し、早期から佐賀県 の地域医療に関心を持つ。
1～6	地域枠入学生 特別プログラム 「地域医療セミナー/ キャリア形成セミナ ー」	佐賀大学医学部医師育成・定着支援セン ター、佐賀大学医学部附属病院 外	県内外の地域医療の現状や課題につい ての理解を深め、医師のキャリア形成に についても考える。
1～4	地域枠入学生特別 プログラム「夏期地 域医療実習(自治医 科大学、佐賀大学、 長崎大学合同夏季 実習)」	唐津市馬渡島診療所、小川島診療所、加 唐島診療所、三瀬診療所、唐津赤十字病 院 外	佐賀県の地域医療や様々な医療体制を 学び、将来佐賀県の地域医療に貢献す る予定の医学生と離島やへき地に行き、 佐賀県の地域医療の実際を体験する。、 地域医療へのモチベーション強化を図 る。
1	学外チューター (alumni tutor)制度	佐賀県内の協力医療機関	佐賀県で地域医療を行っているロールモ デルの医師(学外チューター、alumni tutor)と入学期早期より交流する。学外 チューターや他の医療スタッフとのミーテ ィングやその医師の所属する医療施設 の見学等を行う。
1～6	西部医療圏等での 病院実習	西部医療圏等の協力医療機関	佐賀県の医師不足地域である西部医療 圏などの医療機関を10名程度の医学 生で訪問し、講義や実習等を通して、そ の地域を知り、地域医療の現状と課題を 理解する。

今後行う取組

佐賀県と協力し、「地域枠入学生特別プログラム」として、通常のカリキュラムに加えて上記のとおり「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」、「地域医療セミナー」、「夏期地域医療実習」「学外チューター制度」「西部医療圏等での病院実習」を実施している。

また、医師を志す佐賀県内の高校生を対象にした高大接続事業として「医療人へのとびら」を実施し、医師の仕事の実務や医学部での学びについて知ってもらい、佐賀県内からの志願者、入学者確保の継続的な取組を行っている。

令和3年4月設置の「佐賀県医師育成・定着支援センター」では、学生・地域枠臨床研修医との個別面談や、セミナー（高校訪問型説明会、会場型説明会）開催、「佐賀県医師・医学生キャリア支援サイト」による情報発信等を通して、佐賀県に根ざして活躍する医師育成に向けて継続的な取組を実施している。

長崎県では、地域枠入学生を対象に、離島医療への意欲向上や認識を深めるため、毎夏2泊3日行程で離島地区にて小グループでの討論・発表を行う「夏季研修（サマーワークショップ）」や県養成医師の講演や意見交換を行う「冬季研修（ウィンターミーティング）」を実施している。研修以外でも、3～5年生を対象に、県養成医師が勤務する病院企業団の病院等を見学するための旅費の助成を行い、学生が将来勤務する病院を見学しやすくする取組や離島・へき地等の病院に勤務する医師、看護師、医療技術者が一堂に会し、種々の医療上の問題点を調査研究した成果等を発表する場である「長崎県地域医療研究会」に学生を参加させることで地域医療への理解を深めるような取組を行っている。

さらに、令和5年度入学生から、臨床実習を4年生後半から開始し、「地域医療実習」を2週間から8週間に延長する。そのために地域医療実習協力施設と協議を続けた結果、現在の18施設から30施設に増やして対応する予定である。この取組により、地域医療の担い手育成、医療現場の人材不足解消、地域と大学の連携を強化し、佐賀県の地域医療に貢献する。

教 育 課 程 等 の 概 要																		
(医学部医学科)																		
科目 区分			授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置						備考
						必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	基幹（助手を除く） 教員	
教養教育科目	大学入門科目		大学入門科目Ⅰ（医療入門Ⅰ）	1通	○	4			○			3	1				※演習	
			小計（1科目）	—		4			—	3	1							
	共通基礎科目	外国語科目	英語	1通	○	4			○				1					
			小計（1科目）	—		4			—		1							
		情報リテラシー科目	情報基礎概論	1前	○	2			○								1	
	情報基礎演習Ⅰ		1前	○	1				○							1		
	小計（2科目）		—		3			—								2		
	基本教養科目	自然科学と技術の分野 文化の分野 現代社会の分野 小計（3科目）		1・2	○		14		○			7	6	1	3		14	
				—			14		—	7	6	1	3		14			
				インターフェース科目	1・2	○		8		○			4	4		2		10
小計（1科目）				—		33		—	4	4		2		10				
専門教育科目	専門基礎科目	生命倫理学 行動科学原論 医療入門Ⅱ 医療統計学 物理学 化学 生物学 小計（7科目）		1前	○	2			○			1					1 ※演習 ※演習※実習 ※演習 ※実習 ※実習 ※実習	
				1前	○	2			○			2						
				2通	○	2			○			3						
				1後	○	1			○			1						
				1前	○	2			○				1					
				1前	○	3			○			1	1		1			
				1前	○	3			○			1	1		1			
				—		15			—	9	3	0	2	0	2			
	基礎医学科目	分子生物学Ⅰ 分子生物学Ⅱ 免疫学 人体発生学 組織学 神経解剖学 肉眼解剖学概説 肉眼解剖学 生化学 動物性機能生理学 植物性機能生理学 薬理学 微生物学 病理学 小計（14科目）		1前	○	2			○			1			2		1 	

選 択 科 目	基礎系・臨床系選択科目	2～6前	○		6				○	30	25	2	41			
	地域枠入学生特別プログラム科目	1～6							○						3	
	特定プログラム教育科目	1～4	○				○									
	学外研修・ボランティア等	1～6														
	小計（4科目）	—			6		—			30	25	2	41	0	3	
合計（50科目）		—	—	209	6		—			35	24	4	79		142	
学位又は称号		学士（医学）			学位又は学科の分野				医学関係							
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等							
教養教育科目33単位以上，専門教育科目182単位以上を修得し，215単位以上修得すること。 なお，教養教育科目の選択科目のうち，「自然科学と技術の分野」，「文化の分野」，「現代社会の分野」から14単位を選択必修とし，インターフェース科目より8単位を選択必修とする。 かつ，「自然科学と技術の分野」，「文化の分野」，「現代社会の分野」の各分野から2単位以上を修得すること。									1 学年の学期区分				2期			
									1 学期の授業期間				15週			
									1 時限の授業の標準時間				90分			

- （注）
- 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
 - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
 - 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
 - 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
 - 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
 - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
 - 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員等」と読み替えること。
 - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
 - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
 - 高等専門学校の学科を設置する場合は，高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については，備考欄に「☆」を記入すること。

大学名	国公立
佐賀大学	国立

1. 現在（令和7年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	0	0	616

↑
(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア) 入学定員	103	103	103	103	103	101	616
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	103	103	103	103	103	101	616

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和8年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
98	0	0	588

↑
(収容定員計算用)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	98	98	98	98	98	98	588
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	98	98	98	98	98	98	588
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和8年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
101	0	0	591

↑
(収容定員計算用)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	計
(ア) 入学定員	101	98	98	98	98	98	591
(イ) 2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	101	98	98	98	98	98	591
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数

3

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	3
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	
計	3

地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	3
--------	---

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	佐賀県	3
大学所在地以外の都道府県		
計		3

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R6地域枠定員 (※1)	R6貸与者数 (※2)	R7地域枠定員 (※1)	R7貸与者数 (※2)	R6とR7の貸与者数のうち多い方の数
佐賀県	4	4	3	9	9
長崎県	1	0	0	1	1
					0
					0
					0
					0
計	5	4	3	10	10

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（３）令和８年度地域の医師確保のための入学定員増について

１．大学が講ずる措置

１－１．地域枠学生の選抜

① 令和６年度に実施した地域枠学生（令和７年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※１）	出願要件（※１）	診療科の選定の有無	（診療科の選定がある場合）その診療科名	開始年度	備考
				うち臨時定員分						
佐賀県推薦入学特別選抜	（iv）その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	10	3	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ち可以理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2025年3月に卒業見込みの者若しくは2022年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2025年3月修了見込みの者若しくは2022年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入學し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受け、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（義務）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀大学の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
学校推薦型選抜Ⅱ（長崎県枠）	（i）学校推薦型選抜	別枠（先行型）	1	0	大学入学共通テストの成績、小論文、面接、高等学校長の推薦書、調査書等を総合して合格者を決定する。	① 高等学校における学習成績が優秀で、調査書の学習成績概評がA段階に属する者 ② 病める人の気持ち可以理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、長崎県内の地域医療に貢献したいという強い意思を有する者 ③ 高等学校を2023年4月以降に卒業を認められた者又は2025年3月卒業見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1）長崎県内の小学校又は中学校を卒業した者 2）長崎県内の高等学校を卒業又は卒業見込みの者 ④ 入学後は「長崎県医学修学資金」の貸与を受け、大学卒業後は長崎県が指定する長崎県内の医療機関等で診療に従事することを確約できる者 ⑤ 大学在学中に長崎県と契約を締結し、「長崎県キャリア形成プログラム及び長崎県キャリア形成卒前支援プラン」の適用を受け、新専門医制度における専門医選択について、原則として県指定基本領域（内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科及び総合診療科）からの選択を了承できる者	有（義務）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、救急科及び総合診療科	H26	
合計			11	3						

（※１）貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

②令和7年度に実施する地域枠学生（令和8年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行う場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定がある場合）その診療科名	開始年度	備考
				うち臨時定員分						
佐賀県推薦入学特別選抜	（iv）その他※備考欄に詳細を記入	別枠（先行型）	10	3	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1) 佐賀県が責任をもって推薦できる者（佐賀県による第一次選考合格者） (2) 病める人の気持ち理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3) 高等学校を2026年3月に卒業見込みの者若しくは2023年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2026年3月修了見込みの者若しくは2023年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者（高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む） (4) 最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入學し、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム（佐賀県が策定した医療法（昭和23年法律第205号）第30条の2第2項第1号に規定する計画）に同意することを確約できる者 (5) 大学卒業後は、キャリア形成プログラムに基づき、①高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、②総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを確約できる者	有（義務）	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
合計			10	3						

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

1－2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和8年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

「地域枠入学学生特別プログラム」では、1年次生対象「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」や、1～4年次対象「夏期地域医療実習」を行い、県内の地域医療の現状、住民のニーズを知り、早期からの県内医療者との仲間づくりや修学へのモチベーションの強化を図っている。またキャリア支援として、1～6年次生対象「地域医療セミナー/キャリア形成セミナー」で今後のキャリア選択のための初期研修に関する説明会を開催。令和5年度からは医学科1年生対象に「学外チューター（alumni tutor）制度」を導入し、県内で地域医療をに携わっている医師と入学後早期から接する機会を設定し、令和6年度からは全学生対象に佐賀県の医師不足地域である「西部医療圏等での病院実習」を実施している。	（参考：記入例） 1～2年次には、「〇〇」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和8年度からは、■ ■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。
--	--

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から佐賀県推薦入学特別入試を開始した。平成21年度からは、地域枠による増員を使って佐賀県推薦入学特別入試を行い、平成22年度からは一般入試に佐賀県奨学金枠と長崎県奨学金枠を設定した。平成25年度入試から推薦入試Ⅱ 佐賀県枠を、平成26年度入試から推薦入試Ⅱ 長崎県枠を開始した。これらの地域枠から約50名が地域医療に貢献している。	（参考：記入例） 平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■ ■などの取組を行ってきた。令和7年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。
---	---

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 （※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1 年次	佐賀県内基幹病院・中核病院実習	全員	必修	選択	実習	1	H25
1 ～ 6 年次	地域医療セミナー/キャリア形成セミナー	全員	必修	選択	講義	0.1/回	H26
1 ～ 4 年次	夏期地域医療実習	全員	必修	選択	実習	0.6	H28
1 年次	学外チューター制度	地域枠学生	必修		講義	0.1/回	R5
1 ～ 6 年次	西部医療圏等での病院実習	全員	必修	選択	実習	0.2/回	R6

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 （※1）	都道府県との連携	期間 （例：○週間）	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和7年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

2. 都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の選定の有無	（診療科の選定がある場合）その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無（※1）			
佐賀県	10	新入生	106,250	7,650,000	卒業後2年間、佐賀県内の基幹型臨床研修病院にて臨床研修を受け、臨床研修修了後9年間、特定の診療科（産婦人科、小児科、救急科、麻酔科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科）等の医師として佐賀県内の公立病院等に勤務した場合	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	有（義務）	産婦人科、小児科、救急科、麻酔科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科	1年次 125,833 年額1,510,000 2～6年次102,333 年額1,228,000

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
高校訪問「医“志”を知るセミナー」	県の担当者と大学の教員が、医学部医学科への志願者の多い県内の高校を訪問し、進学セミナーを行っている。	R2
医師育成・定着支援センターの設置	県の委託事業として大学内にセンターを設置し、専任の教員が県と連携して、医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行っている。	R3

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

3. 在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。（都道府県と連携した取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
キャリア形成セミナー	医師のキャリア形成に関する講演	R6
学外チューター（alumini tutor）制度	地域医療に従事する理想の医師像を継続的にイメージするため、ロールモデルとなる地域医療に従事する医師と、入学早期から継続して接する機会を設ける	R5

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

4. その他

1～3に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

佐賀県のキャリアコーディネーターとして登録されている 医師育成・定着支援センターの教員 3 名が、地域枠学生等の面談を行い卒業後のことを見据えて個別のキャリア形成支援を行っている。

学生確保の見通し等を記載した書類

学生確保の見通し及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

佐賀大学における入学志願者等の実績（過去５年）は以下のとおりである。

入学志願者数及び入学者数（医学部医学科）

年度	入学定員	入学志願者数	入学者数	県内入学者数 (%)
令和３年度	103 人	618 人	103 人	27 人 (26%)
令和４年度		576 人	102 人	25 人 (25%)
令和５年度		583 人	103 人	22 人 (21%)
令和６年度		534 人	104 人	21 人 (20%)
令和７年度	101 人	551 人	103 人	25 人 (24%)

令和４年度の入学者数が１人不足しているのは、学校推薦型選抜Ⅱ長崎県枠（募集人員１人）の受験者全員が本学部の定める共通テストの得点基準を満たせず、合格者を出せなかったためである。なお、長崎県枠は地域枠であるため、確保できなかった募集人員を別枠に振り替えて補充することは認められていない。

令和６年度入学者数が１人、並びに令和７年度入学者数が２人超過しているのは、前期日程及び後期日程において合格発表後に辞退者が発生することを想定し、合格者数を募集人員より多く出したが、想定より辞退者が少なかったためである。

過去５年の入学志願者数を見ても、志願倍率は十分確保されており、オープンキャンパス実施や入試説明会等により広報を続けることで、入学定員は充足できる見込みである。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	ノデ コウイチ 野出 孝一 ＜令和7年10月＞		博士（医学）		国立大学法人佐賀大学長 (令和7年10月～令和11年9月)